

飯綱町支障木伐採補助金交付要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、地域の安全確保、町民の生活環境の改善を図るため、飯綱町に存する支障木伐採を行う者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、飯綱町補助金等交付規則（平成17年飯綱町規則第27号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 支障木 第三者の財産に被害を及ぼす又は及ぼすおそれがある樹木
- (2) 補助事業者 事業を実施し補助金を受けようとする者

**第3条** この要綱による補助金交付の対象となるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 支障木が存する土地を所有又は管理する個人、法人等
- (2) その他町長が必要と認めるもの

(補助金の対象経費)

**第4条** 補助金の交付対象となる経費の額（以下「補助対象経費」という。）は、支障木の処理に要した経費とする。1施工当たりの面積が1ha未満であるものとする。

(補助金の額)

**第5条** 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、10万円を限度とする。また、補助事業により効用の増加した財産が発生した場合は、交付対象となる経費からその財産の額を差し引いた額を補助対象経費とする。

2 前項の規定により、算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

**第6条** 補助事業者は、飯綱町支障木伐採補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。補助事業者と施工箇所の土地所有者が異なる場合は、飯綱町支障木伐採補助金申請に係る土地の立木伐採承諾書（様式第2号）を申請書と合わせて提出する。

2 補助金交付申請は、1世帯当たり（法人にあっては1法人当たり）年度1回の申請とする。

(交付条件)

**第7条** 補助事業者（同一世帯に属するものを含む。）は町税を滞納していないものとする。

(交付決定)

**第8条** 町長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査して補助金の交付の可否を決定する。

2 町長は、前項の規定により補助金を交付すると決定したときは、飯綱町支障木伐採補助金交付決定通知書（様式第3号。以下「決定通知書」という。）により補助事業者に通知するものとする。

(変更、中止又は廃止の申請)

**第9条** 前条の規定により補助金の交付決定を受けた補助事業者は、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ申請書を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更、中止又は廃止の承認)

**第10条** 町長は、前条の規定により変更・中止・廃止の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、決定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

**第11条** 補助事業者は、施工完了後に飯綱町支障木伐採補助金交付実績報告書（様式第4号。以下「実績報告書」という。）を町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

**第12条** 町長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、飯綱町支障木伐採補助金交付確定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

**第13条** 補助事業者は、前条の通知を受けたとき、飯綱町支障木伐採補助金交付請求書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

**第14条** 町長は、補助金の交付を受けた補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の運用が不相当と認められたとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付の決定又は確定を受けたとき。
- (4) その他町長が必要と認めたとき。

(その他)

**第15条** この要綱に定めのあるもののほか必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この告示は、公布の日から施行する。